

# 取調べの可視化 ニュース (通算第61号)

2024  
第32号  
2024.10.1

**今号の特集**

- 取調べの可視化フォーラム2024「大川原化工機事件に学ぶ～全ての取調べに録音録画を」開催 (9月4日)
- 「布川事件桜井昌司さん一周忌 追悼シンポジウム ショー吉さんが夢見た未来へ「可視化と立会い」でえん罪のない社会を！」開催報告
- 各地で開催！映画「Winny」上映会ぜひご参加ください

編集責任：取調べの可視化本部

## 取調べの可視化フォーラム2024

### 「大川原化工機事件に学ぶ～全ての取調べに録音録画を」開催(9月4日)

取調べの可視化本部事務局次長 河村 洋(東京弁護士会)

大川原化工機事件は、人質司法など様々な問題を露見させた事件ですが、このフォーラムでは可視化なき取調べの点にテーマを絞り報告と議論が行われました。

第1部では、弁護士で国賠訴訟の代理人でもある高田剛会員(第二東京)が、事実経過を説明した上で、任意捜査時の取調べが最大のポイントであったと指摘し、最も厳しい取調べを受けた島田順司さん(当時取締役)にインタビュー形式で、任意捜査時の取調べでの体験をお話しいただきました。島田さんは「自白した認識がないのに、起訴後に開示された任意取調べ時作成の供述調書を見ると自白が多数ありました。その原因は、

①5年前のことで記憶が定かでない、メモできない、手元に自分の資料もない中で、警察に都合の良い資料だけを示され、記憶を変容させられ、②言っていないことが書かれている供述調書があらかじめ用意されていて、多数の修正点を散りばめておいてそれをチェックするためのペンも貸与されず、そのようなことが何回も繰り返され、③訂正を求めると交換条件を出されてこれを修正する代わりにここを認めると言われ、④様々な虚偽情報と「殺菌」の虚偽の解釈を伝えられた点にあることが明らかにされました。

⑤5年前のことで記憶が定かでない、メモできない、手元に自分の資料もない中で、警察に都合の良い資料だけを示され、記憶を変容させられ、②言っていないことが書かれている供述調書があらかじめ用意されていて、多数の修正点を散りばめておいてそれをチェックするためのペンも貸与されず、そのようなことが何回も繰り返され、③訂正を求めると交換条件を出されてこれを修正する代わりにここを認めると言われ、④様々な虚偽情報と「殺菌」の虚偽の解釈を伝えられた点にあることが明らかにされました。

第2部では、島田さんと同じく逮捕勾留・起訴された大川原正明さん(代表取締役)、様々な刑事事件を取材し本事件も多くの取材しているジャーナリストの栗野仁雄さん、前田裕司会員(宮崎県)も加わり、ディスカッションがなされました。

大川原さんは、約4時間の取調べが3、4回あって1通の調書にサインするが、以前の取調べで話したことを詳細には覚えていないため、大筋で合っていれば直しいと言いつつ、それが繰り返されて、自分の一番言いたいことが省かれた調書が出来上がってしまつたとの体験談を話され、警察に狙われたら勝てない、我々は運



島田順司さん(左)、大川原正明さん(中央)、高田剛会員(右)

### 「布川事件桜井昌司さん一周忌 追悼シンポジウム ショー吉さんが夢見た未来へ「可視化と立会い」でえん罪のない社会を！」開催報告

取調べの可視化本部委員 森 直也(大阪弁護士会)

2024年8月17日、大阪弁護士会館において表題のシンポジウムが開催され、会場出席者及びオンライン参加者を含め、230名余の市民の皆さんの参加を得ました(大阪弁護士会主催/日弁連共催)。「布川事件」のえん罪被害者である桜井昌司さんは、2023年8月23日、癌のためこの世を去りました(享年76歳)。桜井さんは、20歳の時にえん罪に巻き込まれ、無実の罪で29年間服役した後、再審において無罪を勝ち取りました。その後もえん罪被害者を撲滅するために精力的に全国各地を飛び回り力を尽くし続けました。本シンポジウムは、桜井さんの生前の活動を振り返りつつ、えん罪撲滅のために何が必要かを考える契機とすべく企画されたものです。

当日は午前中、桜井さんの活動を描いたドキュメンタリー映画「オレの記念日」(金聖雄監督作品。企画・制作・配給Kinmon Film)

を特別上映しました。えん罪により逮捕された日すらも「オレの記念日」だとし、癌を患って余命1年と宣告されてからも、えん罪被害救済のために戦い続けた桜井さん。その生前の姿がスクリーンに鮮やかに映し出され、来場者は静かに見つめていました。

午後からのシンポジウムでは、まず「東大津コンビ二強盗事件」のえん罪被害者であるSUN-DYUさんに、生前の桜井さんの活動を振り返っていただきました(進行は亀石倫子会員(大阪))。SUN-DYUさんは、「取調べに弁護人の立会いがあれば、自分の事件もそもそも起訴されなかったかも知れない」と語り、えん罪を無くさなければならぬという桜井さんのメッセージを伝えていくのが自分たちの使命だと力強く語りました。続いて、改正刑事訴訟法の3年後見直しについて検討を行っている法務省「改正刑事訴訟法に関する刑

事手続の在り方協議会」構成員の河津博史会員(第二東京)から、同協議会の現在の議論状況が報告されました。同協議会では、改正後に生じた問題事例の録音録画記録媒体の閲覧や関係者へのヒアリングも行われず、また必要な統計も一切取られていません。現状において協議会での議論は極めて不十分であることが報告されました。

その後、特別報告として、「ブレサンス事件」で無罪が確定した山岸忍さんと、弁護人の秋田真志会員(大阪)から、取調べの実態が報告されました。同事件では、大阪地検特捜部検事が、机を叩いて大声で被疑者を叱責するなどの取調べを行ったことが、これまでに明らかとなつていきます。そして本年8月8日には、大阪高裁が同取調べを行った田淵大輔検事を特別公務員暴行陵虐罪で大阪地裁の審判に付する旨の付審判決定を出しました。山岸さんは「一人の人生

を狂わす権力を持つている国の機関が間違いを起こしたのであれば、当然再発防止策が講じられるべき。それを行わない検察庁という組織だからこそ、えん罪が繰り返される」と語りました。

シンポジウム後半では、ジャーナリストの青木理氏をゲストに招き、河津会員、秋田会員とともに「えん罪を防ぐには何が必要か」と題するパネルディスカッションが行われました(司会進行は筆者)。青木氏は「死刑求刑が想定される事件でさえ虚偽自白はなされる。それだけ密室の取調べは力を持っている。そのような取調べから被疑者を守る権利であるはずの「黙秘権」がメディアにおいても、一般社会においても軽視されている」と指摘しました。また2009年の村木事件から15年を経て、なおブレサンス事件で同様の違法・不当な取調べが繰り返されたことについて「このような事



故・桜井昌司さん

件を繰り返して起している検察庁という組織が、自身によって変わることは期待できない。政治がきちんと機能を果たし、捜査のありようを変えていくことが必要であり、そのためには市民社会が声を上げる必要がある」と話しました。シンポジウムの最後には、桜井昌司さんの妻である桜井恵子さんが本シンポジウムに寄せたメッセージが読み上げられました。「取調べの段階から弁護人立会いがあったら、取調べの全事件が録音録画されるようになったら、夫の

ようなえん罪犠牲者が減ると思います」との恵子さんの言葉で、本シンポジウムは幕を閉じました。

各地で開催！  
映画「Winny」上映会

ぜひご参加ください

取調べの全件可視化の実現を考へるべく、各地で映画「Winny」の上映会を開催しています。この映画は、2003年に発生した実在の事件を題材としていますが、警察・検察の取調べは20年経った今も変わっていません。

9月29日は仙台弁護士会、10月12日は山梨県弁護士会、それぞれ映画の上映会が実施され、トークセッションでは、松本優作監督とこの事件の主任弁護人の秋田真志会員に、取調べの問題点等を語っていただきました。

今後も各地で開催予定です。開催は、日弁連のウェブサイトで随時ご案内しますので、奮ってご参加ください！